令和８年度愛媛地方最低賃金審議会
第２回愛媛県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和８年 10 月５日（月）午後１時 33 分～午後３時 34 分		
場所	松山若草合同庁舎共用大会議室		
出席状況	公益代表委員	出席　３名	定数　３名
	労働者代表委員	出席　３名	定数　３名
	使用者代表委員	出席　３名	定数　３名
主要議題	１　資料説明 ２　金額審議 ３　その他		

議事要旨

本会議は≪~~公開~~・非公開≫

１　資料説明

金額審議に資する資料について、事務局から説明を行った。

２　金額審議

（１）労働者側の主張（１回目）

わが国の造船業が持続的に発展していくためには、設備投資や技術開発に加え、それを支える高度な技能・技術を有する人材の確保・育成が不可欠である。しかし、超少子高齢化による人手不足や若年層の製造業離れが進むなか、技能者の確保・定着は多くの産業で共通の課題となっている。

こうした状況をふまえると、産業の特性や必要な技能を適切に評価する特定最低賃金は、産業の魅力向上や人材確保を促進する重要な役割を担うことができると考える。

特定最低賃金を活用することで、賃金の底上げと人材確保を図り、技能の継承やものづくり基盤の維持・強化につなげることが必要であり、造船業の競争力を将来にわたり維持・向上させるために、特定最低賃金を産業政策・人材政策の一環として積極的に活用していくことが重要である。

以上の主張を踏まえ、2026 年連合愛媛の春闘妥結結果より、300 人未満の賃上げ加重平均 5.03％を根拠に、現行金額から 58 円引き上げた 1,194 円（引上げ率 5.11％）を提示する。

（２）使用者側の主張（１回目）

造船業の事業環境は 2021 年以降、新造発注の回復トレンドが継続しているが、資機材価格の高騰・高止まり、人手不足による操業回復の難航、人件費等のコストの増大、環境対応のコスト増加、為替・金利の変動などマイナス要因も数多くある。

造船業は、愛媛（今治）の基幹産業であり、今後も継続・発展していくために労使双方が短期的な見方で一喜一憂することなく、しっかり将来を見据えた中味のある

改正審議をしていく必要があることから、改正はやむを得ないと判断した。

政府は、造船業を成長戦略分野の一つに位置付け、大規模な設備投資を支援し、生産能力の強靭化や人材の確保・育成を進める政策も打ち出している。愛媛県も、同様の方針である。

このような状況の中で、特定最低賃金についても、従来と同じ考え方で水準を決めるのではなく、現在の造船業の実態と、国・県が進めている造船再生政策との整合性を検証する必要がある。

特に重要となるのは、造船所単体ではなく、その周辺を支える中小・零細の常駐下請事業所である。

大手造船所では、大規模な政策支援が進められているが、中小・零細常駐下請事業所では、最低賃金の引上げがそのまま人件費の上昇につながり、その上昇分を価格転嫁できなければ、利益の圧迫、人材採用の抑制、教育投資の縮小、ひいては廃業などにつながる可能性がある。

特定最低賃金を引き上げることの是非を議論する際には、「生産性向上→付加価値向上→適正な価格→賃金上昇」という循環を作ることが重要である。

以上の主張を踏まえ、今年も影響率を重視し、昨年と同程度の影響率となる引上げ額として、現行金額から１円引き上げた 1,137 円（引上げ率 0.09％）を提示する。

（３）審議結果

労使各側委員の提示額に隔たりがあることから、部会長は、各側委員に対し次回結審に向けて歩み寄りを促し、審議を終了した。

３　その他

事務局から、今後の審議日程について説明を行った。

以上